

您好 神奈川

日本神奈川县 (中国語)

第2号 (第29期)
2020年 冬季刊



神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙

こんにちは神奈川

“您好神奈川”是神奈川县面向外籍县民提供的
生活信息刊物

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/mlt/f4010/p11919.html>



こんにちは神奈川

検索

“我的 ME-BYO 病历” 可用英语使用



神 奈川县采用了 APP (应用软件) “我的 ME-BYO 病历”，可以记录、管理每天的步数、体温和开出的处方药等。输入体重和血压后可看到自己的健康状况评分。

将智能手机的语言设定为非日语后，可以使用英语。

●主页

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

日语问讯处

县健康护理・新领域推进本部室 电话：045-285-0196



「マイ ME-BYO カルテ」を 英語で使用できます

神奈川県では、毎日の歩数や体温、処方された薬などを記録、管理できるアプリケーション「マイ ME-BYO カルテ」を運用しています。体重や血圧などを入力して、自分の健康状態を点数化することができます。

スマートフォンの言語を日本語以外に設定すれば、英語で使うことができます。

●ホームページ

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

▶日本語での問合せ

県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
TEL: 045-285-0196



多种语言支援中心神奈川



生 活上如有困难之处，敬请随时咨询。
可获知生活所需的信息（医疗、保健、福利、育儿等）以及咨询处。
可用您国家的语言对话。

●咨询时间：9 点～12 点 / 13 点～17 点 15 分

●对应语言：11 种语言
详情请浏览主页。

●主页

<http://www.kifjp.org/kmlc>

日语问讯处

多种语言支援中心神奈川 电话：045-316-2770



多言語支援センターかながわ

生活でこまったことがあったら、気軽に問合せください。
生活に必要な情報（医療、保健、福祉、子育てなど）や相談するところを教えます。

あなたの言葉で話すことができます。

●時間：9 時～12 時 / 13 時～17 時 15 分

●対応言語：11 言語

くわしくはホームページを見てください。

●ホームページ

URL: <http://www.kifjp.org/kmlc>

▶日本語での問合せ

多言語支援センターかながわ TEL: 045-316-2770

将外国驾照更换为日本驾照的手续



●对象 (符合以下所有项目的人)

- 持有有效外国驾照的人
- 外国驾照签发国的滞留经历 (签发后 90 天以上)
- 县内居住者

●必要资料

外国驾照、外国驾照的日语翻译文、护照、在留卡、居民票的复印件等

※ 越南、印度等部分外国驾照除了必要资料外，还将通过互联网实施在线核查。

●主页

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes83046.htm>

日语问讯处

县警驾照中心 外国驾照系
电话：045-365-3111

外国の運転免許から日本の 運転免許への切替手続

●对象 (次の項目を全て満たす方)

- 有効な外国免許の保有者
- 外国免許発給国の滞在歴 (発給後 90 日以上)
- 県内居住者

●必要書類

外国免許、外国免許の日本語翻訳文、パスポート、在留カード、住民票の写しなど

※ ベトナム、インド等の一部の外国免許は、必要書類のほか、インターネットによるオンライン照会を実施しています。

●ホームページ

URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes83046.htm>

▶日本語での問合せ

県警運転免許センター 外国免許係
TEL: 045-365-3111



汉语





面向外籍县民的看护领域就职支援和 看护职员业咨询窗口



希望在县内从事看护工作的人，没有资格也可进行咨询。

【就业咨询会】

- 2020年12月4日 横浜市
 - 2021年2月15日 川崎市
- (各次不需预约，免费)

※ 日程、地点等有可能变更。

关于看护现场的烦恼也可咨询。



日语问讯处

横浜市福祉事业经营者会 电话：045-846-4649
(星期一～五：9点～17点)

关于在县外国人等特别招募



● 申请资格 符合以下所有条件的人

- ① 符合全日制 (或定时制) 课程申请资格的人
- ② 外籍人士 (含认定为难民的人) 或取得日本国籍在3年以内的人
- ③ 在日本停留合计3年以内的人

※ ②、③截止到2021年2月1日

● 考查 英语、国语、数学和面试 (日语)

※ 问卷中有假名注音

详情请浏览主页。

● 主页

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/nihongobogo.html>

日语问讯处

县高中教育课 电话：045-210-8084

神奈川县高中学校预约采用型奖学金



初 中3年級希望升入高中时，可预约申请在高中学校借贷的奖学金 (需要返还)。

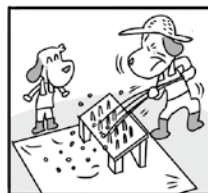
升入高中学校后也可申请，预约后贷款可提早2个月左右。

● 主页

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

日语问讯处

县教育委员会财务课
电话：045-210-8251



* 日语以外的问讯处 县外籍县民咨询窗口

汉语

- 045-896-2895 ■ 星期四、第1、3星期二
- 9时～12时、13时～16时

* 县内外籍居民咨询窗口一览可以从以下 URL 进行下载。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>



外国籍县民向け介護分野就労支援と 介護職員相談窓口

県内で介護の仕事をした方、資格がなくても相談できます。

【就職相談会】

- 2020年12月4日 横浜市
 - 2021年2月15日 川崎市
- (各回予約不要、無料)

※ 日程・場所等変更する場合があります。

介護現場での悩みについても相談ができます。

▶ 日本語での問合せ

横浜市福祉事業经营者会

TEL: 045-846-4649

(月～金曜日：9時～17時)

在县外国人等特别募集について

● 志願資格：次のすべてにあてはまる人

- ① 全日制 (または定时制) の課程の志願資格を満たす人
- ② 外国籍の人 (難民と認定された人を含む) または日本国籍を取得して3年以内の人
- ③ 日本の滞在が通算で3年以内の人

※ ②、③は2021年2月1日現在

● 検査：英語、国語、数学と面接 (日本語)

※ 問題文にはルビ有

詳しくはホームページを見てください。

● ホームページ

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/nihongobogo.html>

▶ 日本語での問合せ

県高校教育課 TEL: 045-210-8084

神奈川県高等学校奨学金予約採用

中学3年生で高校への進学希望者は、高校で借りる奨学金の予約申請ができます (要返還)。

高校入学後でも申請できますが、予約すると貸付が2か月程度早くなります。

● ホームページ

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

▶ 日本語での問合せ

県教育委員会財務課

TEL: 045-210-8251

* 日本語以外での問合せは、

県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-896-2895 (木曜日、第1・3火曜日)

9時～12時、13時～16時

* 県内の外国籍住民相談窓口一覧は、

以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>





县立产业技术短期大学的入学考试



希 望进入神奈川县运营的产业技术短期大学留学时，需要参加入学考试（数学学力考试和日语面试）。招聘人员、申请资格及开放校园等详情请浏览主页。

●主页 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/ryugaku/>



日语问讯处

县立产业技术短期大学 学生课

电话：045-363-1232



県立産業技術短期大学の入学試験

神奈川県が運営している産業技術短期大学校へ留学を希望する場合は、入学試験（数学の学力試験と日本語による面接）の受験が必要です。募集定員、出願資格及びオープンキャンパスなど、くわしくはホームページを見てください。

●ホームページ

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/ryugaku/>

▶日本語での問合せ

県立産業技術短期大学校 学生課

TEL: 045-363-1232

您是否加入了国民健康保险・后期高龄者医疗制度？



国 民健康保险・后期高龄者医疗制度是在日本居住超过3个月的外籍县民也必须加入的公共医疗保险。

●主页

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/cnt/f420091/>



日语问讯处

市区町村的国民健康保险・后期高龄者医疗制度的担当窗口
县医疗保险课 电话：045-210-4881

神奈川县后期高龄者医疗广域联合 电话：0570-001120（呼叫中心）



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していますか？

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、日本に3か月を超えて住む外国籍県民も加入しなければならない公的な医療保険です。

●ホームページ

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/cnt/f420091/>

▶日本語での問合せ

市区町村的国民健康保険・後期高齢者医療制度の担当窗口
県医療保険課 TEL:045-210-4881
神奈川県後期高齢者医療広域連合

TEL: 0570-001120（コールセンター）

为了避免各位外籍县民遭受犯罪危害



神 奈川县警察为了保护外籍县民不受犯罪的危害，在外语主页上介绍了夜间回家时和关好门窗的注意事项等防止犯罪的要点。

●主页

https://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e_mes/engd0001.htm#leaflet



日语问讯处

县警察本部生活安全总务课犯罪抑止对策室 电话：045-211-1212（总机）

外国籍県民の皆様が犯罪被害に遭わないために

神奈川県警察では、外国籍県民の皆様を犯罪被害から守るために、夜間の帰宅時の注意点や戸締りの注意点などの防犯のポイント等を、外国語のホームページで紹介しています。

●ホームページ

URL: https://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e_mes/engd0001.htm#leaflet

▶日本語での問合せ

県警察本部生活安全総務課犯罪抑止対策室

TEL: 045-211-1212（代表）

请不要捕捞鲍鱼和海参



从 2020年12月1日起，非渔民的人在捕捞鲍鱼和海参时将加重处罚。最长会被判处3年有期徒刑，最高会被罚款3,000万日元。请不要捕捞鲍鱼和海参。

●主页

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyo/isoasobi.html>



日语问讯处

县水产课 电话：045-210-4549



アワビやナマコを獲らないでください

2020年12月1日から、漁師ではない人がアワビやナマコを獲った時の罪が重くなります。一番長い場合で3年間の懲役が、一番高い場合で3,000万円の罰金となることがあります。アワビやナマコを獲らないでください。

●ホームページ

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyo/isoasobi.html>

▶日本語での問合せ

県水産課

TEL: 045-210-4549



神奈川県最低工资的通知



从 2020年10月1日起, 神奈川県最低工资调整为每小时1,012日元(上调1日元)。该最低工资适用于在县内工作的正式员工、临时员工、打工者等所有的劳动者。用人单位必须支付不低于该金额的工资。

日语问讯处

神奈川県労働局 工资室 电话: 045-211-7354
県雇用労政課 电话: 045-210-5739



神奈川県最低賃金のお知らせ

2020年10月1日から神奈川県最低賃金は、時間額1,012円(1円引き上げ)となりました。この最低賃金は、県内で働く正社員・臨時職員・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

日本語での問合せ
神奈川県労働局賃金室 TEL:045-211-7354
県雇用労政課 TEL:045-210-5739

在县内使用自行车时, 必须加入保险。



根据县条例, 为了防止因事故导致他人受伤, 自行车的使用者或利用自行车的孩子监护人等必须加入保险。

日语问讯处

县生活安全交通課 电话: 045-210-3552

県内で自転車を利用する場合は、 保険に加入しなければなりません。

県の条例により、自転車の利用者や自転車を利用するお子様の保護者などは、事故により他人に怪我をさせてしまった場合に備えた保険に加入しなければなりません。

日本語での問合せ
県くらし安全交通課 TEL:045-210-3552

自行车的正确骑法

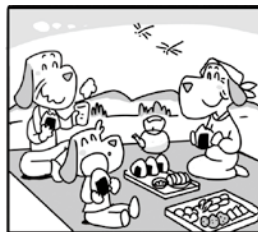


自行车安全骑行五条准则

- 1 自行车原则上骑行车道, 例外情况骑行人行道
- 2 车道上靠左骑行
- 3 人行道上行人优先, 靠车道缓行
- 4 遵守安全规则 (遵守信号灯、遵守道路标识、禁止双人骑行、禁止并行、禁止酒后骑行、夜间打开车灯等)
- 5 孩子要佩戴安全帽

◎ 自行车虽然是简单方便的交通工具, 但如果发生交通事故, 自己既是加害者又是受害者。

- ・有义务加入损害赔偿保险
- ・发生交通事故时必须报警



自転車の正しい乗り方

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(信号を守る、標識を守る、二人乗りの禁止、並進禁止、飲酒運転禁止、夜間はライトを点灯する等)
- 5 子どもはヘルメットを着用

◎ 自転車は手軽で便利な乗り物だが、交通事故を起こせば、被害者にも加害者にもなる。損害賠償責任保険の加入は義務。交通事故の場合は必ず警察に届け出をしなければならない

●ホームページ
URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp>

●主页

<https://www.police.pref.kanagawa.jp>

日语问讯处

神奈川県警察本部交通部交通総務課 电话: 045-211-1212

日本語での問合せ

神奈川県警察本部交通部交通総務課
TEL:045-211-1212

*日语以外的问讯处 县外籍县民咨询窗口

汉语

045-896-2895 星期四、第1、3星期二
9时~12时、13时~16时

*县内外籍居民咨询窗口一览可以从以下 URL 进行下载。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>

下一期(春季号) 预定于2021年3月发行。

【编辑·发行】神奈川県国際課 电话: 045-285-0543

- * 对县里的意见与希望请与下列部门联系。
- * 邮寄: 〒231-8588 神奈川県国際課
- * 传真: 045-212-2753



* 次号(春号)は、2021年3月に発行予定です。

【編集·発行】神奈川県国際課 TEL:045-285-0543

- * 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。
- * 郵送: 〒231-8588 県国際課あて
- * FAX: 045-212-2753

